

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 18

(河合優子教授の意見書について)

2026年2月27日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こもも

原告らは、本準備書面において、河合優子立教大学異文化コミュニケーション学部教授の意見書（甲 1 1 2。以下「河合意見書」という。）の内容を全て主張として援用するとともに、以下のとおりその内容を敷衍して主張を補充する。

第1 河合意見書の概要と本訴訟における意義

河合意見書は、警察官が「人種」に基づき「外国人」と判断した人々を「貶める」ような「異なる取扱い」をする人種差別的な職務質問について、法哲学・社会学・心理学・社会言語学等の学際的な知見から考察するものである。その構成は、（１）日本における「人種」、（２）法哲学分野の差別理論、（３）社会学分野の差別理論、（４）偏見とステレオタイプ、（５）無意識のバイアス、（６）心身の健康被害、（７）人種差別の否認、（８）結語の８節からなる。

河合意見書は、人種差別的な職務質問が単なる個別的な不当行為にとどまらず、学術的な差別理論に照らして構造的な人種差別であること、偏見・ステレオタイプ及び無意識のバイアスが警察官の判断に影響を与えていること、そしてそのような職務質問が被害者に深刻な健康被害をもたらすことを、学術的知見に基づき明らかにするものであり、本件の違法性及び損害の認定に直接関わる重要な証拠である。すなわち、①偏見・ステレオタイプ及び無意識のバイアスの影響を前提に、各職務質問が警職法２条１項の不審事由に基づくものであったかを判断する必要がある、②こうした影響の存在を踏まえて被告国が人種差別的な職務質問を防止・是正する具体的措置を講じていたかを検討すべきであり、③原告らの損害についても、単発的被害ではなく「社会的周縁化」の再生産を通じて累積される多面的かつ深刻な被害として評価されるべきであることを示すものである。

以下、その内容を敷衍しつつ、原告らの主張を補充する。

第2 「人種」を理由とする職務質問の差別性—法哲学及び社会学の差別理論から

1 日本における「人種」と職務質問（河合意見書1頁）

河合意見書は、まず日本における「人種」概念を整理する。人種差別撤廃条約第1条にいう差別の対象には、外見の違いだけでなく、祖先、言語、習慣等の文化の違いに基づいて分類された人々も含まれる。日本社会においては「日本人」と「外国人」の二項対立的な見方が強く、その背景には、批判されながらも依然として影響力を持つ単一民族神話がある。「日本人」は「血統」「文化」「言語」が三位一体となった存在として捉えられることが多く、外国籍者だけでなく、日本国籍者であっても、顔立ちが異なる（「血統」）、立ち振る舞いや服装が異なる（「文化」）、日本語の話し方が異なる（「言語」）など、三位一体のどれかが欠けると「外国人」（＝異「人種」）と見なされ、差別の対象となることがある。

公権力を行使する警察が、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」に基づき社会的に周縁化された人々を「貶める」ような「異なる取扱い」をすることは人種差別に当たる。「外国人」と判断されやすい人々は家の外に一步出ると常に職務質問の可能性にさらされ、緊張を強いられることになる。

2 法哲学的視点—ヘルマンの差別理論（河合意見書1～3頁）

河合意見書は、法哲学者デボラ・ヘルマンの差別理論を用いて分析を行う。ヘルマンは差別の要件として「異なる扱い」と「ある特徴の有無を理由とする」の二つを挙げ、これを「何を」「誰に」「どのように」「誰が」の四つの側面から分析する。第1に「何を」に関係する「異なる扱い」、第2に「誰に」に関わる「歴史的迫害や社会的周縁化」の特徴、すなわち迫害を受けた歴史があったり社会的に不利な立場に置かれている人々への行為であること、第3に「どのように」

に関わるものとして、全ての「異なる扱い」が差別になるのではなく、それが「貶める」(demeaning)ものである場合に差別となること、第4に「誰が」に関わるものとして、権力関係の「強者」による表現行為はより深刻な悪影響を引き起こすこと、がそれぞれ要件として示される。「貶めること」とは、「その他者には同等の人間性はない」という表現と、「この表現によって他者を下に置くことができるような地位を話者が占めていること」の結合、すなわち「表現行為と権力の結合」である。

人種差別的な職務質問は、公権力を行使する警察官が「人種」に基づいて「外国人」を「日本人」とは異なる扱いをし、その権力を背景にこれらの人々を価値が劣った存在として貶めるものであり、ヘルマンの理論に照らして人種差別に該当する。そして「貶める」扱いを受けた人々は、「日本人」と「同等の人間性はない」存在として扱われることで傷つくだけでなく、日本社会における「外国人」に対する「社会的周縁化」が再生産される。

3 社会学的視点—佐藤の三者関係モデル(河合意見書3、4頁)

河合意見書はさらに、社会学者佐藤裕氏の差別の三者関係モデルを用いて分析する。佐藤氏は、差別は差別者と被差別者の二者のみに関わるものではなく、差別者に同調する共犯者を合わせた三者に関わるものであるとする。ある基準を持ち込むことによって、特定の人々を同化するとともに、別の特定の人々を他者化し見下す行為が差別であり、「同化」と「他者化」は同時に起こる。人種差別的な職務質問を三者関係モデルで捉えると、警察官が「差別者」、職務質問を受ける人が「被差別者」であり、それを目撃する人々は、警察官が正当な理由があつて「外国人」に職務質問をしていると考えることで、警察官と「同化」され「共犯者」となる。

このように、人種差別的な職務質問は警察官と「外国人」との間の問題にとどまらず、それを目撃する人々をも巻き込む社会的な問題である。正当な理由のない人種差別的な職務質問が繰り返されることにより、「外国人は問題が多い」という偏見・ステレオタイプが形成され、「外国人」を排除し社会的に周縁化する構造が再生産されていく。外国籍住民及び多様な背景を持つ日本国籍者が増加し続けている現状を踏まえると、このような社会的悪影響は看過できない。

第3 偏見・ステレオタイプ及び無意識のバイアスが職務質問に与える影響

1 職務質問における偏見とステレオタイプの作用（河合意見書5～7頁）

河合意見書は、警察官が「外国人」に職務質問を行う判断をする際に、偏見とステレオタイプが影響を与えていることを指摘する。職務質問の際にアフリカ系の人が「あなたのような外国人は、たいてい危険な凶器やドラッグをもっている」と警察官から言われたり、ヨーロッパ系の人が「あなたみたいな人が脱法ハーブやっていることが多い」と警察官から言われたケースが報告されている。そもそも対象者の選定において、「見た目が外国人であれば、とにかく声をかけて職務質問」を行っていたという元警察官の告発（甲31・1頁）にもあるように、人種差別的な職務質問には「外国人」の見た目に関わるステレオタイプが作用している。

河合意見書が指摘するとおり、偏見の基本要素には、物ごとをカテゴリー化して簡素化する「一般化」という認知的要素と、他者に対する否定的感情である「反感」という感情的要素がある。「外国人」を犯罪を引き起こし治安を悪化させる類型として位置付け、「外国人」と犯罪を結び付けることは、このような偏見・ステレオタイプの典型例である。在留外国籍者数が増加しても「外国人」による刑法犯の検挙件数は減少傾向にあるにもかかわらず、このような結び付けが根強く続いている。

このような偏見・ステレオタイプの影響は、本訴訟の弁護団が行った大規模比較調査で、職務質問の経験があると答えた外国籍者（71.1%）が日本国籍者（12.8%）の5倍以上であったという結果（甲25・11頁）にも示されている。そして、警察による人種差別的な職務質問が路上で繰り返されることにより、「外国人」を犯罪と結び付ける偏見・ステレオタイプがさらに強化され、佐藤の三者関係モデルで論じたような社会的悪影響も続いていくという悪循環が生じている。

2 「無意識のバイアス」の影響（河合意見書7～9頁）

河合意見書は、本人が意識していなくても偏見とステレオタイプがその人の認識、判断、行動に影響を与える「無意識のバイアス」の問題を指摘する。多様な物事を簡素化して一般化する認知プロセスは人間の正常な傾向であるが、そこには社会文化的な影響が不可避免的に作用しており、瞬時の判断において特定の偏りにつながる。偏見や差別はよくないと考えている人であっても、瞬時の判断をする際にこのバイアスの影響を受け得るのである。

警察の職務質問に関する文献では、対象者の選定は「直観」「インスピレーション」を信じることが推奨され、元警察官の証言では「躊躇率ゼロ」という言葉が警察官の間で交わされていたという（甲31・3頁）。単一民族神話の影響が強く、「外国人」と犯罪が結び付けられることが多い日本社会で育った警察官が、「直観」に従い「躊躇率ゼロ」の状態で見ただけに基づいて「外国人」と判断し職務質問を行うとき、そこには無意識のバイアスが作用する可能性がある。意識的、意図的な行為はもちろんのこと、無意識な判断や行為が人種差別的である場合も存在するのである。

河合意見書は、無意識のバイアスには対処方法があることも指摘する。瞬時に判断を迫られるときには避けられないが、判断にもう少し時間をかける「制御的

認知」によって修正が可能である。したがって、まず警察が組織として人種に基づく偏見・ステレオタイプを問題化しその低減に努めるとともに、「外国人」に職務質問をする際には判断に通常より少し長く時間をかけることで、無意識のバイアスの影響を少なくすることも可能であると指摘する。

3 被告国の教育に関する主張の不十分さ（河合意見書6、7頁）

被告国は、警察が「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行」しなければならないとする教育を行っていると主張する（被告国準備書面（3）・8頁）。しかし、「日本人」と比較して「外国人」に対する職務質問が5倍以上多いという調査結果（甲25・11頁）や、検挙件数のノルマ達成のため「外国人」を「不審点がなくても職務質問」するような実態（甲31・2頁）は、このような教育が十分に機能していないことを示している。

さらに、国側が引用する警察学校の講義資料の追加説明に見られるのは、「偏見や差別はよくない」というものではなく、「偏見や差別と誤解されることがよくない」という考え方に基づく教育である。これは、「レイシャル・プロファイリングと非難されるような職務質問はしてはならない」という元警察官の告発（甲31・3頁）にも表れている。河合意見書が指摘するとおり、必要なのは「誤解を受けない」ための教育ではなく、人種に関わる偏見・ステレオタイプや差別とは何か、なぜいけないのかについての本質的な教育であり、加えて「外国人」を「捕まえたら書類で不審点を作る」（甲31・4頁）というような警察の組織文化そのものの改革である。

第4 人種差別的な職務質問がもたらす被害

1 権利侵害（河合意見書9頁）

河合意見書は、法執行機関による人種差別（レイシャル・プロファイリング）が被害者の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の享受に悪影響を与えることを、国連人種差別撤廃委員会の一般的勧告36号を踏まえて指摘する。

「外国人」という理由だけで行われる職務質問は、身体的自由及び安全（自由権規約第9条）、移動の自由（同第12条）、プライバシー（同第17条）、労働（社会権規約第6条）、健康（同第12条）などに対する権利を侵害するものである。

外国籍の人々や見た目で「外国人」と判断される人々は、常に路上で呼び止められる可能性を恐れて移動や仕事を制限されることがあり、実際に職務質問を受けた場合には公衆の面前での所持品検査等によりプライバシーや身体的自由・安全が脅かされる。これらが積み重なることでストレスが蓄積し、健康被害につながっていく。

2 健康被害（河合意見書9、10頁）

河合意見書は、差別と健康被害との関係について、2000年代以降、実証研究が学術横断的に増加していることを紹介する。当事者が差別だと認識した経験（perceived discrimination/racism）と健康被害の関連性については、医学、心理学、社会学などの分野で膨大な実証研究が蓄積されており、人種差別の経験は、特にメンタルヘルスの悪化（不安、うつ病、ストレス、PTSD、自己肯定感の低下など）との相関関係が強いことが明らかになっている。それ以外にも、心臓血管疾患など身体的健康の悪化や、問題のある飲酒行動、睡眠の量と質の低下なども報告されている。

加えて、実際に差別を経験した場合だけでなく、差別されるかもしれないと危惧するだけでも心理的・心血管的ストレス反応が生じるとの研究結果もある。これらの学術的知見は、日本における人種差別的な職務質問が被害者の心身に健康被害を及ぼす可能性を示すものである。

第5 人種差別の否認—警察組織としての問題

1 「人種差別の否認」の概念（河合意見書11頁）

河合意見書は、社会言語学者ヴァン・ダイクの「人種差別の否認」の概念を用いて、警察の組織的態度を分析する。警察官は社会の「善」のために働く存在という職業的アイデンティティを持つが、だからこそ、「職務質問をした理由について、本当は外国人だから声をかけた場合でも、後で書類を作るときには『急に目をそらしたから』などと説明を付けて、それらしくする」（甲31・3頁）といった隠蔽行為も発生する。ヴァン・ダイクは、人種差別を否認するストラテジーとして、行為や意図を否認する「否定」、行為の深刻さを和らげる「過小評価」、行為がネガティブであることを認めない「正当化」、特別の事情のせいにする「弁解」、責任を被害者に転嫁する「被害者非難」、差別者と被差別者の立場を逆転させる「反転」の六つを挙げている。

2 警察庁による人種差別の否認（河合意見書11、12頁）

河合意見書は、2022年に警察庁が発表した調査結果（甲111）を分析する。警察庁は6件の事例で「不適切・不用意な言動があった」としつつ、「偏見や差別と誤解を受ける恐れのある言動」であり「差別的な意図を持ったものではなかった」と説明し、「レイシャル・プロファイリングがあったと判断しているわけではない」と繰り返した。「誤解を受ける恐れ」は行為の深刻さを緩和する「過小評価」に、「差別的な意図を持ったものではなかった」は意図の否認たる

「否定」にあたり、警察庁はこれらの否認のストラテジーを用いて人種差別の否認を行っている。

人種差別の否認は、人種平等という価値観が国際的に主流となり、あからさまな差別や偏見の表出を特徴とした人種主義が否定された後の、現代の人種主義に基づく行為である。公権力の執行機関である警察が人種差別的な職務質問の存在を認めないことは、人権の尊重と公正な職務執行という警察の職業倫理の基本に反する組織的慣習が続くことを意味し、警察そして日本社会への不信感につながりかねない。そして、人種差別的な職務質問が否認され続けることで、その社会的・個人的悪影響が継続する。

第6 結語

以上のとおり、河合意見書は、「人種」を理由とする職務質問について、法哲学及び社会学の差別理論に照らし、権力関係の「強者」である警察官が「人種」に基づき「外国人」と判断した人々を「貶める」ような「異なる取扱い」であることを明らかにした。このような職務質問が公的空間で繰り返されることにより、「外国人」は犯罪に関与する存在という偏見・ステレオタイプが再生産され、「外国人」と判断される人々が日本社会で周縁化される。警察官の判断が偏見・ステレオタイプや無意識のバイアスの影響を受けている可能性、そして人種差別的な職務質問が被害者の権利を侵害し精神的・身体的な健康被害をもたらす可能性は、学術的知見に照らして否定できない。

そうすると、被告東京都及び被告愛知県の行った各職務質問が、偏見・ステレオタイプや無意識のバイアスの影響を受けている可能性を十分に踏まえた上で、警職法2条1項の定める不審事由に基づくものであったか否かが判断されなければならない。

また、被告国の指揮監督義務の存否及び内容についても、上記のような偏見・バイアスの存在及び運用実態を前提として、これを防止・是正するに足る具体的措置が講じられているかという観点から検討される必要がある。

さらに、原告らが現に人種差別的な職務質問によって被った損害についても、単発的な被害として捉えるのではなく、「社会的周縁化」の再生産にさらされ、身体、移動、プライバシー、労働、健康といった多面にわたる深刻な被害が累積的に生じている点を踏まえて評価されなければならない。

本訴訟の適切な判決によって、警察が組織として人種差別的な職務質問の存在を認め、その軽減に真摯に取り組んでいくことが後押しされることを求める。

以上